

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	広報課
委 託 業 務 名	広報おおつ版下作成及びデジタル版運用等業務委託
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町 3 番 1 号
概 要	広報おおつ版下作成及びデジタル版運用等業務 ・ 版下製作 ・ 特集記事の企画、取材、編集 ・ デジタル版広報の発行、運用 ・ 分析、改善の実行 ・ 全体プロジェクト管理
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	3 0 , 9 8 1 , 2 8 0 円（税込）
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 兵庫県神戸市中央区江戸町 85-1 ベイ・ウイング神戸ビル 10F 〔名 称〕 株式会社イディー
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	広報おおつのリニューアルに当たっては、令和 5 年度に「広報おおつリニューアルに伴う紙面デザイン構築及びデジタル版サイト構築業務」を行っている。同業務は、「広報おおつ」の紙面デザイン・レイアウトの見直しや企画記事の充実などを図ることで、市政情報をより効果的・効率的に伝えること、また紙媒体とデジタル媒体の両方で幅広い世代に向けた確実な情報発信を実現していくことを目的としており、単に価格のみによる競争ではなく、民間事業者の知識・実績、技術力、企画力等を総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザルにより、当該業者に決定したところである。 令和 5 年度の業務実施状況では、広報紙の制作業務やデジタル版広報紙の運用について熟知しているだけでなく、デザインやビジュアル等の改善に適切・迅速に対応できるなど、専門的なスキル・ノウハウや実施体制面などで十分に能力を有していることが確認できている。 また、令和 5 年度には、デジタル版のサイト構築を当該業者が行っており、同サイトを運用管理できる事業者は、当該業者のみであることに加えて、同サイトを最大限に活用し、紙版とデジタル版の統一性を持たせ、それぞれが連動した形で、効率的・効果的な市政情報の発信が可能になることから、当該業者と随意契約を行うもの。

根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
---------	--

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。